

大分市大友氏遺跡多目的広場使用について

- ※ この広場は、国指定史跡大友氏遺跡で本格的整備が行われるまでの間、皆さんに活用していただくものです。
- ※ 文化財保護法によって史跡の用地の利用については、いろいろな規制がありますので利用上の注意をよくご覧ください。

受付開始日	利用希望日の属する月の2ヶ月前の月初め（その月の最初の開庁日）から受付を開始します。
受付期間	受付開始日から起算して市役所の閉庁日を除いた5日間。
抽選	○受付期間の申請で同じ利用希望日に複数の申請がある場合は受付期間終了日の2日後（この内に閉庁日がある場合は、これを算入しない。）に抽選を行います。 ○抽選になる場合は、ご連絡しますので申請書には必ず連絡のとれる連絡先をご記入ください。
申請可能な利用希望日数	受付期間に申請できる利用希望日数は一申請者につき月2日までとします。
受付期間以降空いている日の申請について	受付期間以降でも利用希望者のない日については、利用希望日の直近の開庁日まで申請が出来ます。（利用希望日数について制限はありません。）
利用上の注意	禁止事項
	許可できない事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掘削及び盛土の表面から50cm以上の支柱、杭等の打ち込みを伴う行為。 2. 自動車等（原動機付自転車を含む）の乗り入れ。 3. 野球（硬式、軟式）、ゴルフ、ラジコン飛行機等、多目的広場の仕様に合わない使用。 4. 周辺住民に迷惑となる音を伴う行為。 5. 許可なく火気及び危険物を使用する行為。 6. 公衆衛生に影響を及ぼす行為。 7. 史跡の保護に影響をおよぼすおそれのある行為。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公の秩序や善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。 2. 管理上支障があると認められる場合。 3. 暴力排除の趣旨に反すると認められる場合。 4. 主たる目的が営利行為と認められる場合。 5. 禁止事項を行うおそれがある場合。 6. その他教育委員会が不適切と認められる場合。

様式第1号

平成 年 月 日

大分市大友氏遺跡多目的広場使用許可申請書

大分市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所

氏 名 (団体名)

(団体の場合は代表者名)

連 絡 先

次のとおり大分市大友氏遺跡多目的広場を使用したいので申請します。

使 用 目 的				
使用日時	月 日	曜日	使 用 時 間	備 考
	月 日		時 分から 時 分まで	
	月 日		時 分から 時 分まで	
	月 日		時 分から 時 分まで	
	月 日		時 分から 時 分まで	
	月 日		時 分から 時 分まで	
添付書類	テント等を設置する場合は、その仕様及び配置図等を添付してください。			
備 考	<ul style="list-style-type: none">・使用時間については、準備及び原状回復の時間を含みます。・使用中の事故については、施設の欠陥がある場合を除き使用者の責任となります。・周辺住民とトラブルになった場合は、使用者が責任を持って対処してください。・抽選となる場合は、ご連絡をしますので必ず連絡のとれる方の連絡先をご記入ください。			